

治 癒 証 明 書

正則高等学校 学校長殿

年 組 番 氏名

上記の生徒は、下記○印(該当欄に記載)の疾患が軽快し、学校保健安全法施行規則の基準により、感染症の予防上、登校しても支障がないと認めます。

学校において予防すべき感染症の種類・出席停止期間 (学校保健法施行規則 20 条)

	感染症の種類	該当	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、		治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱		
	痘そう		
	南米出血熱		
	ペスト、		
	マールブルグ熱		
	ラッサ熱		
	急性灰白髄炎 (ポリオ)		
	ジフテリア		
	重症急性呼吸器症候群 (SARS)		
鳥インフルエンザ (H5N1)			
第二種	インフルエンザ		発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳		特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹		解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎		耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹		発疹が消失するまで
	水痘		すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱		主要症状が消失後 2 日を経過するまで
	結核		感染のおそれがないと認めるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎		感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ		症状により医師の診断で感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
その他の感染症			

年 月 日 医療機関名・住所
医師氏名

出席停止期間 年 月 日 () ~ 月 日 ()